

下限面積（別段の面積）の設定について

平成 21 年 12 月施行の改正農地法により、農業委員会が、農林水産省令で定める基準に従い、市の区域内の一部についてこれらの面積範囲以内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限面積として設定できるようになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」（20 経営第 5791 号平成 21 年 1 月 23 日付け農林水産省経営局長通知）が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、利用状況調査の結果等に基づき下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について検討することとなっております。

このため、美祢市農業委員会では、令和 3 年 7 月第 7 回総会に於いて、下限面積(別段の面積)について検討した結果、現行の下限面積 10 アールからの変更は行わないと決定いたしました。

【理由】

(1) 農地法施行規則第 17 条第 1 項は適用しない

見直しの基礎資料として、農林業センサス（2015）を使用し、管内の全農家数の 4 割を占めるのは 50 アール未満の農地を耕作している農家のため 50 アールから下げられない。

(2) 農地法施行規則第 17 条第 2 項を適用する

見直しの基礎資料を加味しながら、令和 2 年度の農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、6ha 増加し、農業従事者の高齢化や後継者不足また、有害鳥獣被害のほか、新たな問題として相続等により農地に無関心な市外在住の土地持ち非農家が増加し、連絡不通や所在不明などにより土地利用の協議が進まない状況が増え始め、特に中山間地域での新たな遊休農地発生を懸念している状況です。

また、安易に下限面積の引き下げを行うと農地が虫食い状態になり集落営農や担い手への団地集積の弊害や違反転用の増加に繋がるおそれがありますが、下限面積を弾力化して 50 アールにも満たない規模拡大農家や新規就農者の促進をしなければ農地の保全や有効利用が図れないと判断した。